

- 31 金屬板製品製造業
  - 32 建築用及家具用金屬製造業
  - 33 金屬製建具、家具類製造業
  - 34 建築、橋梁、鐵塔等ノ建設材料製造業
  - 35 金屬器類製造業
  - 36 金屬製ベン先製造業
  - 37 剃刀、食卓用ナイフ、フォーク及スプーン製造業
  - 38 洋傘骨製造業
  - 39 金屬製玩具製造業
  - 40 金屬製小間物類製造業
  - 41 蹄鐵及蹄釘製造業
  - 42 火造(鍛冶)業
  - 43 金屬切斷業
  - 44 熔接業
  - 45 其ノ他ノ金屬品製造加工業
- 2 機械器具工業
- 5 原動機類製造業
  - 46 蒸氣罐製造業
  - 47 蒸氣機關及蒸氣タービン製造業
  - 48 内燃機關製造業
  - 49 水車製造業
  - 50 其ノ他ノ原動機製造業
  - 51 原動機部分品及附屬品製造業

- 6 電氣機械器具類製造業
- 52 電氣機械器具製造業
- 53 無線及有線通信機械器具製造業
- 7 電線及電纜製造業
- 54 電線及電纜製造業
- 8 電池製造業
- 55 電池製造業
- 9 工作機械器具製造業
- 56 切削研磨用金屬工作機械製造業
- 57 其ノ他ノ金屬工作機械製造業
- 58 金屬工作機械部分品及附屬品製造業
- 59 製材及木工機械製造業
- 60 工具製造業
- 10 採鑛、選鑛及精鍊機械器具製造業
- 61 採鑛、選鑛及精鍊機械器具製造業
- 11 化學工業用機械器具類製造業
- 62 化學工業用機械器具製造業
- 63 窯業用機械器具製造業
- 64 製紙機械器具製造業
- 12 紡織機械器具類製造業
- 65 紡織機械器具製造業
- 66 蠶絲機械器具製造業
- 13 其ノ他ノ製造加工用機械器具類製造業

- 67 ガス發生装置製造業
- 68 食料品製造加工用機械器具製造業
- 69 印刷機械器具製造業
- 70 製本機械器具製造業
- 71 ミシン製造業
- 72 其ノ他ノ製造加工用機械器具製造業
- 14 鐵道車輛製造業
- 73 鐵道車輛製造業
- 15 自動車製造業
- 74 大型自動車製造業
- 75 小型自動車製造業
- 76 自動二輪車及自動三輪車製造業
- 77 自動車部分品及附屬品製造業
- 16 自轉車及其ノ他ノ車輛製造業
- 78 自轉車製造業
- 79 其ノ他ノ車輛製造業
- 17 船舶製造業
- 80 銅船製造業
- 81 其ノ他ノ船舶製造業
- 18 航空機及航空機部分品製造業
- 82 航空機製造業
- 83 航空機部分品及附屬品製造業
- 19 運搬機械製造業

- 84 運搬機械製造業
- 20 ポンプ、水壓機、送風機及氣體壓縮機製造業
- 85 ポンプ及水壓機製造業
- 86 送風機及氣體壓縮機製造業
- 21 農業及土木建築用機械器具製造業
- 87 農業用機械器具製造業
- 88 土木建築用機械器具製造業
- 22 計測器類製造業
- 89 度量衡器製造業
- 90 ガスメートル及水量メートル製造業
- 91 寒暖計製造業
- 92 體溫計製造業
- 93 電氣計器製造業
- 94 計壓器類製造業
- 95 其ノ他ノ計器製造業
- 96 電氣時計製造業
- 97 其ノ他ノ時計製造業
- 98 測量機械器具製造業
- 99 試験及検査機械器具製造業
- 23 學術及醫療機械器具製造業
- 100 學術用機械器具製造業
- 101 醫療用機械器具製造業

- 24 光學機械器具製造業
- 102 寫眞機類製造業
- 103 其ノ他ノ光學機械器具製造業
- 25 照明用機械器具製造業
- 104 電球製造業
- 105 其ノ他ノ照明用機械器具製造業
- 26 樂器類及蓄音機製造業
- 106 樂器類製造業
- 107 蓄音機製造業
- 27 銃砲彈丸、共器類製造業
- 108 銃砲、彈丸、兵器類製造業
- 28 其ノ他ノ機械器具工業
- 109 事務用機械製造業
- 110 金庫製造業
- 111 ガス器具製造業
- 112 辨及コック製造業
- 113 軸受製造業
- 114 齒車製造業

- 115 ベルト車、車輪及車軸製造業
- 116 前掲以外ノ部分品及附屬品製造業
- 117 其ノ他ノ機械器具製造業
- 29 機械器具裝置業
- 118 電氣機械器具裝置業
- 119 其ノ他ノ機械器具裝置業
- 3 化學工業
- 30 製藥業
- 120 製藥業
- 31 工業藥品製造業
- 121 ソーダ製造業
- 122 硫酸製造業
- 123 燐製造業
- 124 壓縮ガス製造業
- 125 カーバイド製造業
- 126 其ノ他ノ工業藥品製造業
- 32 製塩業
- 127 製塩業

- 33 染料及中間物製造業
- 128 天然染料製造業
- 129 硫化染料製造業
- 130 其ノ他ノ合成染料及中間物製造業
- 34 塗料及顔料製造業
- 131 漆液製造業
- 132 塗料製造業
- 133 顔料製造業
- 35 發火物製造業
- 134 マッチ製造業
- 135 其ノ他ノ發火物製造業
- 36 鑄物油製造業
- 136 コールタール及コールタール分溜物製造業
- 137 石油精製業
- 138 人造石油製造業
- 37 植物油脂類製造業
- 139 植物油脂製造業
- 140 樟腦製造業

- 141 薄荷製造業
- 142 其ノ他ノ植物性揮發油製造業
- 38 動物油脂製造業
- 143 魚油製造業
- 144 獸脂類製造業
- 39 蠟及加工油製造業
- 145 木蠟製造業
- 146 蠟燭製造業
- 147 加工油製造業
- 40 ゴム製品類製造業
- 148 ゴム製品製造業
- 149 再生ゴム素地製造業
- 41 バルブ製造業
- 150 バルブ製造業
- 42 製紙業
- 151 製紙業
- 43 セロファン紙製造業
- 152 セロファン紙製造業
- 44 セルロイド製造業

- 153 セルロイド素地製造業
- 154 セルロイド製品製造業
- 155 再生セルロイド素地製造業
- 45 化学纖維製造業
- 156 人造絹絲製造業
- 157 ステープルファイバー製造業
- 158 其ノ他ノ化学纖維製造業
- 46 肥料製造業
- 159 植物質肥料製造業
- 160 動物質肥料製造業
- 161 礦物質及配合肥料製造業
- 47 皮革製造業
- 162 製革業
- 163 精製毛皮製造業
- 48 石鹼及化粧品製造業
- 164 石鹼及化粧品製造業
- 49 其ノ他ノ化学工業
- 165 人造レジン素地及製品製造業

- 166 蓄音機レコード製造業
- 167 バルカナイズドファイバー製造業
- 168 リノリウム製造業
- 169 防水布、撥革布類製造業
- 170 建築用防水紙及防水布製造業
- 171 フィルム、乾板類製造業
- 172 人造香料製造業
- 173 タンニン製造業
- 174 糊料製造業
- 175 殺虫劑及防腐劑製造業
- 176 研磨材料及研磨用品製造業
- 177 炭素製品製造業
- 178 コークス製造業
- 179 其ノ他ノ化学製品製造業
- 4 ガス業電氣業及水道業
- 50 ガス業
- 180 ガス業

- 51 電氣業
- 181 電氣業
- 52 水道業
- 182 水道業
- 5 窯業及土石工業
- 53 陶磁器製造及繪付業
- 183 陶磁器製造業
- 184 陶磁器繪付業
- 54 ガラス及ガラス製品製造業
- 185 ガラス及ガラス製品製造業
- 55 セメント製造業
- 186 セメント製造業
- 56 其ノ他ノ窯業
- 187 煉瓦及耐火物製造業
- 188 屋根瓦製造業
- 189 石灰製造業
- 190 珫那鐵器製造業
- 191 其ノ他ノ窯業製品製造業
- 57 セメント及石綿製品製造業
- 192 セメント製品製造業

- 193 石綿製品製造業
- 58 石工品製造業
- 194 石工品製造業
- 59 其ノ他ノ土石工業
- 195 其ノ他ノ土石工業
- 6 紡織工業
- 60 製絲業
- 196 生絲製造業
- 197 玉絲製造業
- 198 野蠶絲製造業
- 199 生皮苧、毬斗絲類製造業
- 61 紡績業
- 200 綿絲紡績業
- 201 絹絲紡績業
- 202 麻絲紡績業
- 203 毛絲紡績業
- 204 ステープルファイバー絲紡績業
- 205 其ノ他ノ紡績業

- 62 捻絲業
- 206 綿捻絲業
- 207 綿捻絲業
- 208 其ノ他ノ捻絲及加工捻絲業
- 63 織物業
- 209 純綿織物製造業
- 210 混紡綿織物及交織綿織物製造業
- 211 純絹織物製造業
- 212 人造絹絲トノ交織絹織物製造業
- 213 綿絲トノ交織絹織物製造業
- 214 其ノ他ノ絹織物製造業
- 215 麻織物製造業
- 216 純毛織物製造業
- 217 混紡毛織物及交織毛織物製造業
- 218 純人造絹織物製造業
- 219 交織人造絹織物製造業
- 220 ステールファイバー織物製造業

- 221 其ノ他ノ織物製造業
- 64 編物組物業
- 222 メリヤス素地編立業
- 223 メリヤス製品製造業
- 224 其ノ他ノ編物、ドロノウォーク、レース類製造業
- 225 絲組物製造業
- 65 綿製造業
- 226 製綿業
- 227 眞綿製造業
- 66 染色及整理業
- 228 機械捺染業
- 229 其ノ他ノ捺染業
- 230 無地染及絞染業
- 231 絲染色、精練及漂白業
- 232 精練、漂白及整理業
- 233 起毛業
- 234 洗張洗濯業

67 其ノ他ノ紡織工業

- 235 フェルト製造業
- 236 裁縫業
- 237 刺繍業
- 238 反毛業
- 239 其ノ他ノ紡織品製造加工業
- 7 製材及木製品工業
- 68 製材業及合板業
- 240 製材業
- 241 防腐、耐火等ノ木材處理業
- 242 ベニア合板製造業
- 69 木製品工業
- 243 木製建具及家具製造業
- 244 包装用木箱、樽及桶製造業
- 245 木管製造業
- 246 コルク製品製造業
- 247 挽物、曲物類製造業
- 248 其ノ他ノ木製品製造業

8 食料品工業

- 70 精穀業
- 249 精穀業
- 71 製粉及澱粉製造業
- 250 製粉業
- 251 澱粉製造業
- 72 製糖業
- 252 製糖業
- 73 醸造業
- 253 和酒製造業
- 254 麥酒製造業
- 255 其ノ他ノ酒類製造業
- 256 醬油、味噌及食酢製造業
- 74 清涼飲料製造業
- 257 清涼飲料製造業
- 75 菓子、パン、餡類製造業
- 258 菓子、パン、餡類製造業
- 76 罐詰及罐詰製造業
- 259 罐詰製造業

- 260 罐詰製造業
- 77 畜産食料品製造業
- 261 畜産食料品製造業
- 78 水産食料品製造業
- 262 水産食料品製造業
- 79 製茶業
- 263 製茶業
- 80 煙草製造業
- 264 煙草製造業
- 81 製氷及冷凍食料品製造業
- 265 製氷業
- 266 冷凍食料品製造業
- 82 其ノ他ノ食料品工業
- 267 製麵業
- 268 其ノ他ノ食料品製造業
- 9 印刷業及製本業
- 83 印刷業
- 269 印刷業
- 84 製本業
- 270 製本業

- 10 其ノ他ノ工業
- 85 紙製品製造業
- 271 紙製品製造業
- 86 竹、杞柳、籐類製品製造業
- 272 竹製品製造業
- 273 杞柳製品製造業
- 274 籐製品製造業
- 275 其ノ他ノ莖及莖製品製造業
- 87 壘及藁、棕梠、眞田類製品製造業
- 276 壘製造業
- 277 菓産、花筵及野草筵製造業
- 278 菓製品及棕梠製品製造業
- 279 眞田製造業
- 280 麥稈及經木製品製造業
- 88 綿、麻、毛及絹製綢緞及絹製造業
- 281 綿、麻、毛及絹製綢緞及絹製造業
- 89 纖維板製造業
- 282 纖維板製造業
- 90 皮革製品製造業

- 283 革靴製造業
- 284 其ノ他ノ皮革製品製造業
- 91 鈕釦(金屬製ノモノヲ除ク)製造業
- 285 鈕釦(金屬製ノモノヲ除ク)製造業
- 92 刷毛及刷子製造業
- 286 刷毛及刷子製造業
- 93 漆器製造業
- 287 漆器製造業
- 94 製帽業
- 288 フエルト製帽子製造業
- 189 其ノ他ノ帽子製造業
- 95 玩具(金屬製ノモノヲ除ク)製造業
- 290 玩具(金屬製ノモノヲ除ク)製造業
- 96 映畫製作業
- 291 映畫製作業
- 97 寫眞業
- 292 寫眞業
- 98 塗裝業
- 293 塗裝業

- 99 其ノ他ノ雜工業
- 294 骨、角、蹄、甲、牙及貝類製品製造業
- 295 醫療材料品製造業
- 296 毛筆製造業
- 297 萬年筆製造業
- 298 鉛筆及クレヨン製造業
- 299 和傘製造業
- 300 洋傘製造業
- 301 草履(革製及ゴム製ノモノヲ除ク)爪草類製造業
- 302 羽毛及獸毛漂白整理業
- 303 人造眞珠製造業
- 304 寶石類加工業
- 305 魔法燐製造業
- 306 其ノ他ノ製造加工業

同種ノ労働ノ範圍指定ノ件

(昭和十六年七月二十六日  
厚生省告示第三百十號)

賃金統制令施行規則第十一條第二項ノ規定ニ依リ同條第一項第一號ノ同種ノ労働ノ範圍ヲ左ノ各號ノ通定メ昭和十六年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

- 一、木工關係作業
  - 1 大工作業—家屋大工、堂宮大工、舟大工、車大工其ノ他ノ大工ノ作業
  - 2 木工作業—艦船、航空機、車輛類其ノ他ノ機械器具ノ木部ノ製造作業
  - 3 製材作業—製材又ハ製板ノ作業
  - 4 木製品製造作業—建具、家具、木型其ノ他各種木製品製造ノ作業
- 二、爐關係作業
  - 1 乾式製鍊作業—金屬又ハ非金屬ノ乾式製鍊ノ作業
  - 2 爐作業—熔融爐、加熱爐、燒結爐、焙燒爐、燒成爐、瓦斯發生爐、骸炭爐等ノ操作、築造、修理等ニ關スル作業
  - 3 製鍊作業—金屬又ハ非金屬ノ製鍊ノ作業
- 四、金屬材料關係作業
  - 1 鑄造作業—金屬鑄物ノ製造ノ作業
  - 2 金屬材料製造加工作業—金属材料ノ壓延、伸張、鍛造、剪斷、プレス及熔接、板金、製罐、鋸打、填隙、銅工、撓鐵、鐵木工、

賃金統制令

鐵工立ニ現圖ノ作業

- 3 熱處理作業—金屬ノ焼入、焼鈍、焼戻、焼準、滲炭、窒化等ノ熱處理ノ作業
- 4 金屬熔融作業—鑄物用金屬、合金用金屬其ノ他ノ金屬ノ熔融ノ作業
- 5 金屬爐作業—金屬加熱爐ノ操作ニ關スル作業
- 6 金屬取附作業—金屬材料ノ取附ノ作業
- 五、取附据附作業
  - 1 取附作業—金屬材料ノ取附保温材等ノ取附及艦船ノ鐵裝ノ作業
  - 2 据附作業—各種機械器具ノ据附ノ作業
- 六、金屬工作作業
  - 1 金屬工作機械作業—旋盤、タレット旋盤、中グリ盤、研磨盤、ボール盤、平削盤、形削盤、フライス盤、齒切盤其ノ他ノ工作機械ニ依ル金屬ノ加工ノ作業
  - 2 金屬野書作業—金屬加工ノ爲ノ野書及心出ノ作業
  - 3 金屬仕上作業—工具其ノ他ノ金屬品ノ仕上ノ作業
- 七、金屬機械關係作業
  - 1 金屬機械組立作業—原動機、工作機械、採礦選礦精鍊機械、化學工業用機械、紡織機械、起重機、昇降機、機關車、ポンプ、送風機、壓縮機等製造加工運搬用其ノ他ノ金屬製機械ノ仕上、組立調整及検査ノ作業
  - 2 金屬機械保繕作業—金屬機械ノ保繕及修繕ノ作業
  - 3 金屬機械運轉作業—金屬機械ノ運轉ノ作業

改 正 法 令 記 入 欄

- 八、電氣機械器具關係作業
- 1 電氣機械器具組立作業—電動機、發電機、變壓器、配電盤、開閉器、抵抗器、整流器、電熱器等電氣機械器具ノ仕上、組立、調整及検査ノ作業
  - 2 電氣機械器具保繕作業—電氣機械器具ノ保繕及修繕ノ作業
  - 3 電氣機械器具運轉作業—電氣機械器具ノ運轉ノ作業
- 九、通信用電氣機械器具關係作業
- 1 通信用電氣機械器具組立作業—電信機、電話機、交換機、電寫裝置、電報裝置、ラヂオ受信機、ラヂオ發信機等電氣通信用機械器具ノ仕上、組立、調整及検査ノ作業
  - 2 通信用電氣機械器具保繕作業—通信用電氣機械器具ノ保繕及修繕ノ作業
  - 3 通信用電氣機械器具操作作業—通信用電氣機械器具ノ操作ニ關スル作業
- 十、精密機械器具關係作業
- 1 精密機械器具組立作業—計測器、學術用機械器具、醫療用機械器具、光學機械器具、照明用機械器具、蓄音機等精密機械器具ノ仕上、組立、調整及検査ノ作業
  - 2 精密機械器具保繕作業—精密機械器具ノ保繕及修繕ノ作業
- 十一、航空機等關係作業
- 1 航空機等組立作業—航空機、自動車、鐵道車輛其ノ他ノ車輛類ノ仕上、組立、艤裝、調整及検査ノ作業
  - 2 航空機等保繕作業—航空機、自動車、鐵道車輛其ノ他ノ車輛類ノ保繕及修繕ノ作業
- 十二、金屬手仕上作業—主トシテ鍍、タガネ等ノ手道具ニ依ル金屬品ノ仕上ノ作業
- 1 試驗作業—物理的又ハ化學的ノ試驗及實驗ニ關スル作業
  - 2 化學分析作業—化學分析ニ關スル作業
  - 3 金屬被裝作業—電線又ハ電纜ノ被覆、鍍裝及被鉛ノ作業
  - 4 金屬捲線作業—金屬ノ捲線、合線及銅索ノ製造ノ作業
  - 5 金屬卷線作業—金線コイルノ卷線ノ作業
  - 6 電氣絕緣作業—電氣裝置又ハ電氣器具ノ絕緣被覆ノ作業
  - 7 運轉作業—原動機、ポンプ、壓縮機、卷上機等ノ機械類、起重機類、蒸氣機關車、內燃機關車、電車、電氣機關車又ハ自動車ノ運轉ノ作業
  - 8 電路作業—電線架設、電路敷設、保線、屋內配線及送配電ノ作業
  - 9 電氣機械器具ノ設備及保繕ノ作業
- 十三、化學藥品類關係作業
- 1 化學藥品類製造作業—醫療用藥品、工業藥品、染料及中間物、塗料及顏料並ニ發火物、人造石油、肥料、セルロイド、石鹼、人造レヂン、タンニン、殺蟲劑及防腐劑製造ノ化學工程作業
  - 2 礦物油製造作業—コールタールノ分溜及コールタール分溜物ノ

- 精製作業並ニ石油ノ蒸溜、分解、精製及洗滌ノ作業
- 3 化學分析作業
- 18、動物質關係作業
  - 1 動物質油脂類製造作業—動物質油脂類ノ抽出、精製、分解、鹼化及硬化ノ作業
  - 2 動物質肥料製造作業
  - 3 化學分析作業
- 19、化學纖維關係作業
  - 1 化學纖維製造作業—化學纖維、セロファン紙又ハバルブノ製造ノ作業
  - 2 化學分析作業
- 20、ガス壓縮關係作業—壓縮ガス又ハ氷ノ製造、アンモニア又ハメタンノ合成等ノガス壓縮關係工程作業
- 21、窯業爐作業—セメント、石灰、陶磁器、煉瓦又ハ耐火物ノ燒成ノ作業、ガラス又ハロツクウールノ熔融ノ作業及ガラスノ燒鈍等ノ熱處理ノ作業
- 22、紡織關係作業—製絲、製麻、製綿、紡績、撚絲、織物ノ製造、編物組物ノ製造其ノ他織物及紡織品ノ製造、染色、捺染、漂白、精練、整理仕上及検査ノ作業
- 23、裁縫作業—布、皮革等ノ裁縫及裁斷ノ作業
- 24、穀類關係作業
  - 1 精穀作業—米、麥等穀類ノ摺搗、搗精、選別等ノ作業
  - 2 製粉作業—小麥粉其ノ他ノ穀粉ノ製造ニ於ケル原料ノ選別及粉

- 碎ノ作業
- 3 澱粉製造業—馬鈴薯澱粉其ノ他ノ澱粉ノ製造ノ作業
- 25、飲料等關係作業
  - 1 釀造作業—和酒、麥酒、其ノ他ノ酒類、醬油、味噌又ハ酢ノ製造ノ作業
  - 2 清涼飲料製造業—サイダー、ラムネ、シロップ等清涼飲料ノ製造ノ作業
- 26、菓子類製造業—菓子、パン又ハ餡類ノ製造ノ作業
- 27、罐詰學詰作業—罐詰又ハ學詰食料品ノ製造ニ於ケル容器ノ洗滌、原料詰、加熱殺菌、密封等ノ作業
- 28、印刷製本作業—活字ノ鑄造、文撰、植字、解版、印刷原版ノ製造、印刷及製本ノ作業
- 29、紙關係作業
  - 1 製紙作業—紙料ノ製造及原紙ノ抄造ノ作業
  - 2 紙類關係製造業—紙箱其ノ他ノ紙製品ノ製造ニ關スル作業
- 30、竹類等關係製造業—竹、杞柳、籐、棕櫚、藁、麥稈、經木、木皮類等ノ製品ノ製造ニ關スル作業
- 31、皮革類關係製造業—皮革及皮革製品製造ノ作業
- 32、履物類關係製造業—下駄、草履、靴等各種履物ノ製造ニ關スル作業
- 33、刷毛、毛筆等關係製造業—刷毛、刷子、毛筆等ノ製造ニ關スル作業
- 34、帽子類關係製造業—フェルト製帽子其ノ他ノ帽子類ノ製造

ニ關スル作業

- 35、玩具、文具、文房具類等關係製造業—玩具類及萬年筆、鉛筆、クレヨン其ノ他ノ文具類ノ製造ニ關スル作業
- 36、骨類等關係作業
  - 1 骨類等關係製造業—骨、角、蹄、甲、牙、貝類等ノ製品ノ製造ニ關スル作業
  - 2 寶石製作業—寶石類ノ細工及加工ノ作業
- 37、樂器類關係製造業—樂器類ノ製造ニ關スル作業
- 38、探礦關係作業
  - 1 礦物探掘作業—礦物探掘ノ作業
  - 2 礦物選別作業—金屬、石灰其ノ他ノ礦物ノ選別ノ作業
  - 3 雜役作業
- 39、包裝作業—物品ノ包裝及荷造ノ作業
- 40、運輸作業—物品ノ運搬ノ作業但シ運搬機ノ運轉ノ作業ヲ除ク
- 41、其ノ他ノ雜役作業—清掃ノ作業及土工、瓦工其ノ他ノ雜役作業

最高初給賃金ノ適用ニ關スル  
經驗年數ノ算定方法

(昭和十六年七月二十六日  
厚生省告示第三百十一號)

賃金統制令施行規則第十一條第三項ノ規定ニ依リ最高初給賃金ノ適用ニ關スル經驗年數ノ算定方法ヲ左ノ通定メ昭和十六年八月一日ヨリ之

ヲ實施ス

- 第一條 從事スル労働又ハ之ト同種ノ労働ニ付前歴ヲ有スル者ニ付テハ其ノ前歴年數ヲ以テ其ノ者ノ經驗年數トス
- 前項ノ同種ノ労働ノ範圍ハ賃金統制令施行規則第十一條第一項ノ同種ノ労働ノ範圍ニ依ル
- 第二條 前條ニ規定スル者以外ノ者ニシテ同一ノ業種ニ於ケル労働ニ付前歴ヲ有スルモノニ付テハ其ノ前月年數ニ〇・七ヲ乗ジテ得タル年數ヲ以テ其ノ者ノ經驗年數トス
- 前項ノ同一ノ業種ノ範圍ハ賃金統制令施行規則第十一條第三項ノ規定ニ依リ定ムル業種區分表ノ大分類(其ノ他ノ工業ヲ除ク)ニ依ル但シ金屬工業ト機械器具工業トハ之ヲ同一業種ト看做ス
- 第三條 第一條ニ規定スル者以外ノ者ニシテ礦山ニ於テ労働ニ從事シタル前歴ヲ有スルモノニ付テハ其ノ者ガ礦山ニ於ケル作業ニ從事スルトキハ其ノ前歴年數ニ〇・七ヲ乗ジテ得タル年數ヲ以テ其ノ者ノ經驗年數トス
- 第四條 前三條ニ規定スル者以外ノ者ニシテ工場礦山ニ於テ労働ニ從事シタル前歴ヲ有スルモノニ付テハ其ノ前歴年數ニ〇・三ヲ乗ジテ得タル年數ヲ以テ其ノ者ノ經驗年數トス
- 第五條 工業又ハ鑛業ニ關スル國立若ハ公立ノ養成施設ニシテ三月以上ノ修業期間ヲ有スルモノ又ハ私立ノ養成施設ニシテ地方長官ニ於テ之ト同等以上ノモノト認定シタルモノノ課程ヲ修了シタル者ニ付テハ從事スル作業ガ修了シタル課程ト同一ナルトキハ其ノ學習ノ年數ヲ以テ、從事スル作業ガ修了シタル課程ト異ルトキハ其ノ學習ノ



賃金統制令

年數ニ〇・六ヲ乘ジテ得タル年數ヲ以テ其ノ者ノ經驗年數トス

第六條 工業又ハ鑛業ニ關スル學校ニ於テ二年以上學習シタル者ニ付テハ其ノ學習ノ年數ニ〇・六ヲ乘ジテ得タル年數ヲ以テ其ノ者ノ經驗年數トス

第七條 國民學校初等科修了程度又ハ國民學校高等科修了程度ヲ入學資格トスル工業又ハ鑛業ニ關スル學校以外ノ學校ノ課程ヲ修了シタル者ニ付テハ其ノ學習ノ年數ニ〇・四ヲ乘ジテ得タル年數ヲ以テ其ノ者ノ經驗年數トス

最高賃金ニ含マザル手当  
指定ノ件

(昭和十六年七月二十六日  
厚生省告示第三百十三號)

改正 昭和十七年二月十七日、厚生省告示第七十五號  
(四月一日ヨリ施行)

賃金統制令施行規則第十三條第三號ノ規定ニ依リ賃金統制令第十條第二項ノ賃金ニ含マザル手当ヲ左ノ通指定シ昭和十六年八月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第二號又ハ第三號ノ手当ハ地方長官又ハ鑛山監督局長ノ承認ヲ受ケタルモノニ限ル

一、家族手当 勞務者ニ對シ其ノ配偶者(届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム)又ハ本人ト同一戸籍内ニ

一八六

在ル滿六十歳以上ノ直系尊屬、滿十八歳未滿ノ直系卑屬若ハ不具廢疾者ニシテ主トシテ本人ノ收入ニ依リ生計ヲ維持スルモノ一人ニ付月額三圓ノ割合ニ依リ計算シタル金額以内ニ於テ支給スル手当

二、季節手当 特定ノ作業ニ對シ季節ヲ限リ支給スル手当  
三、臨時作業手当 臨時ノ作業ニ對シ支給スル手当

最低賃金ニ含マザル手当  
指定ノ件

(昭和十七年二月十七日  
厚生省告示第七十四號)

賃金統制令施行規則第九條第二號ノ規定ニ依リ最低賃金ニ含マザル手当ヲ左ノ通指定シ昭和十七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス  
昭和十六年七月厚生省告示第三百九號ハ本告示施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

一、家族手当 勞務者ニ對シ其ノ配偶者(届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム)又ハ本人ト同一戸籍内ニ在ル滿六十歳以上ノ直系尊屬、滿十八歳未滿ノ直系卑屬若ハ不具廢疾者ニシテ主トシテ本人ノ收入ニ依リ生計ヲ維持スルモノ一人ニ付月額三圓ノ割合ニ依リ計算シタル金額以内ニ於テ支給スル手当

三十歳未滿ノ經驗勞務者ノ手  
當指定ノ件

(昭和十六年七月二十六日  
厚生省告示第三百十三號)

賃金統制令施行規則第十三條第三號ノ規定ニ依リ賃金統制令第十條第二項ノ賃金ニ含マザル手当ヲ左ノ通指定シ昭和十六年八月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第二號又ハ第三號ノ手当ハ地方長官又ハ鑛山監督局長ノ承認ヲ受ケタルモノニ限ル

一、家族手当 實收月額平均百六十圓未滿ノ勞務者ニ對シ其ノ配偶者(届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム)又ハ本人ト同一戸籍内ニ在ル滿六十歳以上ノ父母、滿十八歳未滿ノ子若ハ不具廢疾者ニシテ主トシテ本人ノ收入ニ依リ生計ヲ維持スルモノ一人ニ付月額二圓ノ割合ニ依リ計算シタル金額(其ノ金額ガ十圓ヲ超ユルトキハ十圓、其ノ金額ト實收平均月額トノ合計額ガ百六十圓ヲ超ユルトキハ百六十圓ニ達スル迄ノ金額)以内ニ於テ支給スル手当

二、季節手当 特定ノ作業ニ對シ季節ヲ限リ支給スル手当  
三、臨時作業手当 臨時ノ作業ニ對シ支給スル手当

地方長官ノ認可不要ノ手当指  
定ノ件

(昭和十六年九月十一日  
厚生省告示第四百五號)

賃金統制令施行規則第二十一條第一號ノ規定ニ依リ賃金統制令第十四

賃金統制令

條第一項ノ賃金ニ含マザル手当ヲ左ノ通指定シ昭和十六年十月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第三號ノ手当ハ鑛山監督局長ノ承認ヲ受ケタルモノニ限ル

金錢以外ノ給與ノ評價額指定ノ件

(昭和十五年十月十九日  
厚生省告示第三百二十三號)

賃金統制令第三條第二項ノ規定ニ依リ賃金ノ全部又ハ一部ガ金錢以外ノ給與其ノ他ノ利益ナルトキ其ノ評價額左ノ通定メ昭和十五年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス

一、白米 價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ行政官廳ノ指定スル小賣價格ノ八割  
二、精麥 價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ行政官廳ノ指定スル小賣價格ノ八割  
三、食事ノ給與

一日(三食)	男 二十五錢
	女 二十錢
一食	男 十錢
	女 八錢
四、住宅ノ給與	
一月(一疊ニ付)	三十錢
一日(一疊ニ付)	一錢

一八七

最高賃金を定むべき勞務者

指定ノ件 (昭和十七年二月二十八日  
厚生省告示第八十六號)

賃金統制令施行規則第十二條ノ規定ニ依リ最高賃金を定むべき勞務者ヲ左ノ通指定ス

- 一 土木建築業ニ従事スル勞務者
- 二 運輸取扱業ニ従事スル勞務者中海上ニ於ケル貨物取扱勞務者  
及波止場、岸壁、河川沿岸ニ於ケル貨物取扱勞務者
- 三 農業ニ従事スル勞務者
- 四 林業ニ従事スル勞務者

# 規 法 濟 經 制 統

式除加 府阪大  
付 令

規法全係關法員動總家國  
 規法全係關令制統資物  
 規法全係關法置措時臨品入出輸  
 法店商・合組業工・合組業商・法整調金資時臨  
 省工商・制統業產・法稅新・法理管替爲國外  
 示告・令府阪大・價物定公省生厚・省林農

(行發回二月每錄追) 濟除加迄號一十二 頁千五約版菊

錢十七稅郵 (圓八拾價定)

行發會究研題問行銀

配給元 東京市神田區 淡路町二丁目九 日本出版配給株式會社 會員番號 一〇七〇一〇番	發行所 大阪市北區曾根崎 上一丁目六〇番地 銀行問題研究會 電話北三三〇五番 郵政大阪四〇一六番	複	不	昭 和 十 七 年 五 月 一 日 印 刷  昭 和 十 七 年 五 月 五 日 發 行  昭 和 十 七 年 改 正 會 社 經 理 統 制 令 解 說 貨 金 統 制 令 解 說 定 價 壹 圓 八 拾 錢
		製	許	
		印刷所 藤本印刷所 大阪市東區農人橋二丁目七番地	編輯者兼 伊藤由三郎 大阪市北區曾根崎上一丁目六〇番地	
		印刷人 藤本卯之助	著作權 所有	

戰時統制法令叢書・第四輯

法令 重要産業團體令 (一) 便覽  
 插入式

(容 内)

- 統制會員名簿
- 統制組員名簿
- 統制規程
- 法規解説
- 關係法規告示
- 定 款

B 列六番・三百頁 定價一圓八十錢 送料六錢

本書は巷間に見る如き單なる重要産業團體令の解説書ではない。統制會員及び統制組員の名簿を収録し且各統制會及び統制組合の定款、統制規程を輯めて、その利用價値を倍加せしめたからである。會員及び組員は勿論のこと、苟くも會員及び組員と何等かの取引關係を有せられる各位及び通信販賣の各位にとつては、絶對不可缺の寶典であると言へやう。

大阪市北区會根崎上一丁目六〇番地

銀行論叢 統制經濟法規 統制經濟時報  
 銀行經濟法規論叢  
 銀行經濟法規論叢  
 銀行經濟法規論叢

銀行問題研究會

電話北三〇五番  
 電報大阪一〇六番

製本控

917	149	號	年	月	日
戰時統制法令叢書第5輯					
會社經理統制令 解説					
備考					

91  
149

328.1  
G464

終